

事業所向け総合事業に関するアンケートにご協力ください

平成28年11月21日

【調査目的】

平成26年6月25日付で公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、介護保険法が一部改正され、徳島市においては平成29年4月から、従来予防給付として提供されていた訪問介護と通所介護が、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域支援事業」の「介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）」に移行することとなりました。当面は現行相当のサービスとして継続することとなりますが、将来的には多様なサービスを展開していくことでさらなる介護予防の推進を図ってきく予定です。

つきましては、市内で介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービスを提供している事業所の皆様を対象として、新総合事業についてのアンケート調査を実施することにより、現状や現時点でのご意向を把握するとともに、今後の本市における事業運営の参考とさせていただきますので、ご多忙中恐れ入りますが、次により回答くださいますようお願い申し上げます。

提出締切：平成28年12月末日まで

提出主体：徳島市内の介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービス事業所の方

提出方法：電子申請、又は介護・ながいき課に解答用紙を直接持参するか郵送によりご提出ください。なお、訪問と通所を同時に行っている場合は事業所ごとにお取りまとめの上1通をご提出してください。

情報保護：本アンケートにより知り得た情報は新総合事業の今後の方針検討用資料としてのみ使用することとし、本アンケートに起因する問い合わせ・照会を除き、それ以外の目的に使用しないこととします。

内容照会：徳島市役所介護・ながいき課 高齢者いきがい係 088-621-5176

※本アンケートはあくまで任意ですので、念のため申し添えます。

質問のもくじ

- 設問 1 基本情報について
- 設問 2 提供サービスとその従事者及び利用者数について
- 設問 3 提供サービスの課題について
- 設問 4 緩和型サービスへの参入意向について
- 設問 5 保険外サービスへの取り組みについて
- 設問 6 その他

電子申請について

URLアドレス

https://s-kantan.com/city-tokushima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=728

QRコード



※電子申請システムはパソコン又はスマートフォンで操作することが可能ですが、質問項目が多いため、基本的にパソコンでの使用を推奨します。また、設問中でご自身のメールアドレスを入力していただいた場合は、受付完了メールが「city-tokushima@saas-kantan.com」より届きますが、メールフィルターの設定を行っている場合は届かない場合があるため、設定等には御留意ください。